

2. 監事の意見書

農業保険法第53条第1項の規定により、令和5年5月10日～12日、理事より提出された令和4年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び不足金処理案の各事項の調査を遂げ、その正確適正なることを認めます。

令和5年6月21日

和歌山県農業共済組合

代表監事	川端敏郎
監事	前田行朗
監事	稲葉茂幸